⑵　機構から『工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）』に基づき、木曽川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、指名停止措置要領別表第１の措置要件に該当することによる指名停止については、資格があると認定を行うことがある。

⑶　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連を有する建設業者でないこと。

⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑸　特定建設工事共同企業体の構成　機構における土木一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者で、資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上の者２社で結成される特定建設工事共同企業体であること。

⑹　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次の要件を満たす者とする。

①　特定建設工事共同企業体の代表者は、平成22年４月１日から本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成・引渡が完了した、機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した同種工事の施工実績を有していること。また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員についても、同種工事の施工実績を有していること。

②　共同企業体の構成員としての施工実績を同種工事とするときは、出資比率20%以上の場合に限ること。

（同種工事として認める施工実績の要件）

「密閉型シールド工法による岩盤のトンネル工事の施工実績を有していること。」

※密閉型シールド工法とは、泥土あるいは泥水で切羽の土圧と水圧に対抗して切羽の安定を図りながらシールドを掘進させ、覆工を組み立てて地山を保持し、トンネルを構築する工法である。【出典：トンネル標準示方書［シールド工法編］】

※岩盤とは、硬岩、軟岩を指し、砂質土、粘性土、礫質土は除く。

③　配置予定技術者（特定ＪＶにあっては代表者の配置予定技術者）は、単体、経常ＪＶまたは事業協同組合として機構等が発注した同種工事経験㋐を主任技術者、監理技術者若しくは特例監理技術者、現場代理人、工事主任又は担当技術者等の立場で経験を有していること。また、特定ＪＶの代表者以外の構成員の配置予定技術者については、機構等が発注した同種工事の経験㋑を有していること。（平成22年４月１日から本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として、完成・引渡しが完了した機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（以下「機構等」という。）が発注した同種工事の施工実績を有していること。）

同種工事の経験

㋐　密閉型シールド工法によるトンネル工事

㋑　シールド工法によるトンネル工事

④　特定ＪＶの代表者以外の構成員の配置予定技術者は、必要な資格要件を有していること。なお、本工事において配置予定技術者を専任で配置できること。

⑤　配置予定技術者の資格要件

・「建設業法（昭和24年法律第100号）」による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は１級若しくは２級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者

・「技術士法（昭和58年法律第25号）」による第２次試験のうち技術部門を【建設部門】、【農業部門】（選択科目を「農業農村工学（旧 農業土木）」とするものに限る。）、【森林部門】（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、【水産部門】（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、【上下水道部門】（選択科目を上水道及び工業用水道）とするものに限る。）又は【総合技術監理部門】（選択科目を「建設部門」に係るもの、「農業農村工学（旧農業土木）」、「森林土木」、「水産土木」又は「上下水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者

・建設業法第７条第２号イに該当する者（建設工事に関し、所定の実務経験を有し、国土交通省令で定める学科を修めた者）

⑺　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が30％以上の出資比率であること。

⑻　代表者の要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑼　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、機構が指定する様式による。

⑽　施工方式　共同施工方式とする。

8　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

７⑸の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も５及び６により申請書を提出することができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、７⑸の認定を受けていない構成員が当該認定を受ける必要がある。また、この場合においては、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、７⑸の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに当該認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

9　資格審査結果の通知　「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の有効期間は、本工事の受注者を除き、資格を認定された日から受注者が契約を締結した日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「豊川用水二期東部幹線併設水路宇利川・中藤工区工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

調　達　予　定

入札公告（公示）予定の公示

令和７年度当初において判明している80万ＳＤＲ以上の物品等又は特定役務の調達に係る入札公告（公示）の予定を次のとおり公示します。なお、本公示内容は予定であり、本公示に掲載されていない調達であっても、年度途中において80万ＳＤＲ以上となるものがあり得ます。

令和７年４月15日　　支出負担行為担当官　警察庁長官官房会計課理事官　重成　麻利

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達物品・サービス及び数量　③調達方法　④入札公告（公示）の予定時期　⑤担当部局

①Classification of the products or services to be procured　②Nature and quantity of the products or services to be procured　③Type of the procurement　④Expected date of the public notice of the tender　⑤Contact point for the notice

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　13

①26　②住宅地図データセットⅠ　外１点　１式　③購入等　④８月　⑤警察庁長官官房会計課調達係　東京都千代田区霞が関２－１－２　電話03―3581―0141

①４　②応急手当セット　119式　③購入等　④５月　⑤上記⑤に同じ